

四 六 会 規 約

第一章 総 則

第1条 この会は、岩手中・高等学校、新中学校第四回及び新高等学校第六回卒業生の会であり『通称は四六会と称する。』事務所を幹事長の自宅におく。

第2条 四六会はその同期生をもって組織する。

第3条 四六会の目的は、会員相互の親睦協調を図るものとする。

1、会員の不幸に関しては、別途定めた弔事により、事業を行う。

第二章 機 関

第4条 四六会に次の機関をおく。

1、 幹事会

2、 総 会

第5条 幹事会は、企画並びに業務遂行の機関として会長が必要に応じて招集する。

第6条 総会は、年1回開催し決算及び事業の承認並びに予算及び事業計画の審議等を行なう。

第三章 組 織

第7条 四六会に次の役員をおく。

1、会長 1名

2、副会長 2名

3、幹事長 1名

4、幹事 若干名

5、会計監事 2名

第8条 四六会の役員は幹事会において選任する。

第9条 役員の任期は特別には期限を設定しない。

第10条 総会は出席者全員を以て成立する。

第11条 本会の事業及び会計年度は総会の開催日より翌総会の前日までとする。

第12条 本会の経費は会員より事務費として毎年1,000円を目途に各自負担するものとし、強制は行わないものとする。また、特別に寄付金も受け付ける。

第13条 四六会に次の帳簿を備える。

1、 役員名簿

2、 会員名簿

3、 現金出納簿並びに収支関係書類

4、 その他必要な書類

附則

1、 今後この規約の改正は幹事会の決議によりこれを行うものとする。

2、 この規約は平成22年 5月16日より施行する。